

「新型コロナウイルス緊急事態宣言」に伴う、 京都テルサフィットネスクラブ「臨時休業」のお知らせ

謹啓、惜春の候 平素は、京都テルサフィットネスクラブをご利用いただき、誠に有難うございます。
4月23日に発出された緊急事態宣言を受け、京都府における緊急事態措置に基づき1,000㎡以上の施設に対する営業休止が指示されました。来場される会員の皆様およびスタッフの感染防止、安全確保を最優先に、下記の日程で「臨時休業」とさせていただきます。
急なご案内となり会員の皆様には、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
敬具

記

I. 臨時休業期間について

令和3年4月25日(日)～5月11日(火)

※期間は変更となる場合がございます。

II. 臨時休業期間中の営業内容等のご案内について

◇公式ホームページまたは公式LINEアカウントにて随時ご案内申し上げます。
クラブ最新情報につきましては、クラブ公式ホームページにてご確認ください。

III. 臨時休業に伴う会費・受講料について

◇4月・5月分月会費

休業期間中(4/25～5/11)の月会費と水素水会費につきましては、6月分の月会費に充当させていただきます。

◇有料クラスおよび有料イベント(臨時休業期間中開催分)の受講料について

休業期間中(4/25～5/11)の有料教室開催分は、受講料をご返金させていただきます。

以上

今後も、皆様の健康増進を第一にスタッフ一同努めて参りますので、引き続き宜しくようお願い申し上げます。

京都テルサフィットネスクラブ